

株式会社 エーゲル 定款

平成19年 4月26日 作成
平成19年 5月 1日 認証
平成21年 6月17日 改訂
平成22年 7月 1日 改訂
平成26年 5月31日 改訂
平成27年 2月 3日 改訂
平成29年 2月27日 改訂

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、株式会社エーゲルと称する。

②当会社の商号の英語表記は agelle Corporationとする。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告代理業務
2. 書籍、図書、雑誌等の出版及び販売
3. イベント、キャンペーン、展示会、講演会等、各種催事の企画、制作及び運営業務
4. マーケティング、商品企画・開発、販売促進及び経営コンサルティング業務
5. 人材派遣業
6. 保険代理業
7. 電気通信事業及び放送事業
8. 飲食店経営
9. 介護事業及び介護施設経営
10. 映像、音楽作品等の企画、制作、賃貸、輸入出、進行及び配給事業
11. ウェブコンテンツの企画、制作及び運営
12. 通信販売及び情報提供サービス
13. 教育関連施設の経営
14. 保育所及び託児所の経営
15. 宿泊施設、レジャー及び文化施設の運営
16. 不動産の販売及びその仲介、斡旋、管理事業
17. 食品、日用品雑貨、家電製品、家具の企画、卸及び小売、輸入出業務
18. 住宅、事務所のリフォーム及びその仲介、斡旋
19. 酒類の販売
20. 古物の販売
21. 上記各号に付随する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を京都市に置く。

第2章 株式

第4条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

第5条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第6条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならぬ。

第7条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

②前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第8条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第9条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

第10条（株主の住所等の届出等）

当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

②当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第11条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

②前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

第12条（株主総会決議事項）

株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

第14条（招集手続）

株主総会を招集するには、株主総会の会日の3日前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

②前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。

第15条（招集手続の省略）

株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第16条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。但し、

代表取締役社長に事故または支障があるときは、予め定めた順位により、他の取締役が招集する。

第17条（議長及び決議の方法）

株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故もしくは支障があるときは、予め定めた順位により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において出席株主の内から議長を選出する。

②株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第18条（株主総会の決議の省略）

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主が提案をした場合において、

当該提案につき議決権を行使することができる株主の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

②取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

第19条（議決権の代理行使）

- ・ 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- ②前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

第20条（株主総会議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、議長、議事録の作成に係る職務を行つた取締役及び出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をし、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

第21条（取締役の員数）

当会社の取締役は、5名以内とする。

第22条（取締役の資格）

当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ②前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

第23条（取締役の選任の方法）

当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第24条（取締役の任期）

当会社の取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

第25条（代表取締役及び社長）

当会社に取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選により、代表取締役1名を定める。

- ②代表取締役は、社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③当会社に置く取締役が、1名の場合には、その取締役を社長とする。
- ④取締役の過半数の同意により、取締役の中から社長代行取締役1名を定めることができる。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

第27条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第28条（剰余金の配当及び除斥期間）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

②剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

第29条（設立に際して発行する株式）

当会社の設立時発行株式の数は400株とし、その発行する価額は1株につき1千円とする。

第30条（設立に際して出資される財産の価格または最低額及び資本金）

当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金40万円とする。

②当会社の成立後の資本金の額は、設立に際して株主となる者が払込をする金額である金40万円とする。

第31条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成20年3月31日までとする。

第32条（設立時取締役及び設立時代表取締役）

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 田中基貴

設立時取締役 川崎真菜
京都市伏見区納所北城堀1番地の11
設立時代表取締役 田中基貴

第33条（発起人の氏名ほか）
削除（平成22年7月1日）

第34条（定款に定めのない事項）
本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社エーゲルの定款とし、これに記名押印をする。

平成29年2月27日 改訂

代表取締役
住所：京都市西京区嵐山宮ノ北町10番地19
名前：伊豆田 千加



取締役
住所：京都市西京区嵐山宮ノ北町10番地19
名前：岩倉 まゆみ



令和5年1月28日

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。

この定款は最新の定款であるが、この度別紙議事録の通り事業目的を追加したことを証します

株式会社エーゲル
京都市西京区嵐山宮ノ北町10-19
代表取締役 伊豆田千加



